

◎新潟県告示第1275号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年10月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
渡部整形外科	新発田市緑町3-3-2	平成24年9月30日
お元気でクリニック	見附市学校町2-13-76	平成24年5月31日
妙高診療所	妙高市大字葎生524-1	平成24年9月30日
医療法人社団 正木医院	妙高市小出雲3-7-1	平成24年9月30日
山崎医院	阿賀野市山口町一丁目1番15号	平成24年8月31日
米山歯科医院	加茂市旭町13-25	平成24年9月30日
星歯科医院	魚沼市四日町147番地	平成24年8月21日
本間薬局	新発田市中央町5丁目4-1	平成24年10月8日
おおまち薬局 新井店	妙高市小出雲3-5-25	平成24年10月1日